

# いっぽ障がい者相談支援センター利用契約書

(以下、「利用者」という。)と、いっぽ障がい者相談支援センター(以下「事業者」という。)とは、利用者が事業所から提供される指定障がい者相談支援サービス・指定障がい児相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約します。

## (契約の目的)

第1条 この契約は、利用者がその有する能力及びに適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう、事業者が利用者に対して必要な障がい者総合支援法に基づく指定障がい者相談支援サービスまたは、児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援サービスを適切に提供することを定めます。

## (契約期間)

第2条 本契約の契約期間は契約締結日から1年間とします。

※ご本人に利用中止の意思のなき場合は自動的に翌年度以降も継続契約とします。

## 【サービス利用計画の作成】

- 第3条
- 1.事業者は、相談支援専門員にサービス利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
  - 2.相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
  - 3.相談支援専門員は、サービス利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障がい福祉サービス等に関するサービス内容・利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にはサービスの選択を求めるものとします。
  - 4.相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障がい児の保護者(以下、「利用者等」という)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という)が、多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるように配慮します。
  - 5.相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。
  - 6.相談支援専門員は、前項で作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

## (サービス利用計画作成後の便宜の供与)

第4条 事業者は、サービス利用計画作成後において、次の各号に定める指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスを提供するものとします。

1. 利用者及びその家族と毎月一回以上面接し、経過を把握します。サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を

行います。

2. 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### (サービス利用計画の変更)

第5条 利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

#### (障がい者(児)支援施設への紹介)

第6条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障がい者(児)支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障がい者(児)施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

#### (利用者負担について)

第7条 事業者の提供する指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスについて、利用者の自己負担はありません。

#### (事業所の基本的義務)

- 第8条
1. 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、必要な指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスを適正に行います。
  2. 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスを行います。

#### (事業者の具体的義務)

##### 第9条 1.(安全配慮義務)

事業者は、指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

##### 2.(説明義務)

事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

##### 3.(守秘義務)

事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、不当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

##### 4.(記録保存整備義務)

事業者は、指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業所の窓口業務時間に自分の記録を見る事が出来ますし、実費負担にてコピーすることが出来ます。

#### (事故と損害賠償)

第10条 1. 事業者は、指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスの提

供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者等の家族に連絡して必要な措置を講じます。

2.事業者は、指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者に損害を賠償します。

#### (契約の終了事由)

第11条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1)利用者が死亡した場合
- (2)事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又は、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3)事業者が指定を取り消された場合又は、解除された場合
- (4)第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (5)第2条の契約期間が満了した場合

#### (利用者からの中途解約)

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する10日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

#### (利用者からの中途解除)

第13条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、直ちに本契約を解除することが出来ます。

- (1)事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援をしない場合
- (2)事業所もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- (3)事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### (事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することが出来ます。

- (1)利用者が故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が認められない場合
- (2)利用者が通常の実施地域外に転居した場合

第15条 利用者は、本契約に基づく指定障がい者相談支援サービス、または指定障がい児相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てる事ができます。

氏名: 押印または署名